

地方行政委員会運輸委員會建設委員會連合審査會議録第二号

昭和三十一年三月八日(木曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君

理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君

理事 中井 徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

額元 彌三君 櫻内 義雄君

渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君

灘尾 弘吉君 丹羽 兵助君

堀内 一雄君 福井 順一君

森 清君 山崎 巖君

川村 繼義君 五島 虎雄君

櫻井 奎夫君 西村 彰一君

門司 亮君

運輸委員會

委員長 松山 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 木村 俊夫君

理事 山本 友一君 理事 青野 武一君

理事 中居 英太郎君

生田 宏一君 伊藤 郷一君

關谷 勝利君 中嶋 太郎君

濱野 清吾君 井岡 大治君

正木 清君 横山 利秋君

山口 丈太郎君

建設委員會

委員長 徳安 實藏君

理事 内海 安吉君 理事 荻野 豊平君

理事 瀬戸山 三男君 理事 前田 榮之助君

理事 三鍋 義三君

久野 忠治君 志賀 健次郎君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君

總理府事務官(自治庁事務部長) 奥野 誠亮君

運輸事務官(自動車局長) 山内 公猷君

建設技官(道路司長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

地方行政委員会専門員 圓地 與四松君

建設委員会専門員 西畑 正倫君

田中 彰治君 仲川 房次郎君

二階堂 進君 松澤 雄藏君

山口 好一君 今村 等君

山田 長司君

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六九号)

○龜山委員長代理

それではこれから

地方行政委員会、運輸委員會、建設委

員会、連合審査委員會を開会いたしま

す。

地方行政委員長が所用のためお見え

になりませんので、理事の私が委員長

の職務を行います。

それでは地方税法の一部を改正する

法律案を議題として、前日に引き続き

質疑を行います。浜野君。

○浜野委員

軽油引取税に關連した課

税の客体、すなわち軽油がどれだけ使

われるかどうか、またどの方面にどの

数量が使われているかということの基

礎資料についてお尋ねいたします。

昨日、建設、地方行政、運輸各委員會

の同僚の方々から相當突っ込んだ御質

疑のうちに、自治庁のお答えも拝承し

ておりました。そこでその中にデー

ゼルの使用するキロリットルはおよそ六十方は消費することが不可能であらうという一節がございます。すなわち自動車の消費量は六十キロリットルを使うことを予想してないという事案でありますが、自治庁は軽油を使用する自動車面に消費されるキロリットル数というものを、この法律案を作る場合に至って、どれだけ見込んでおるか、これを一つの確にお答え願いたいと思ひます。

○奥野政府委員

自動車の使います部

分を大体五十二キロリットルぐら

ではないかというふうに思つておりま

す。しかしこういうものについての的

確な資料がございませんので、昨日五

十キロリットルから六十キロリット

トルぐらいの間でしよう、こう申し上

げたわけでありませう。年間消費量を百

万キロリットルと見ておるものではすか

ら、現在予想しております非課税部

分が三十五キロリットルぐら

い。そうしますと、課税対象が六

十キロリットルぐらになるわけ

でございます。自動車の部分若

干入ってくる、こういうことになるわ

けでございます。

○浜野委員

そうしますと昨日のお答

えと本日のお答えが狂いはないわけ

あります。今盛んに作られておる日

本の自動車、現に消費しているデー

ゼル車は年間どのくらいの消費量とし

て計算なさっておるのですか。お答え

を願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員

四十五人乗りのバス

であります。大体年間十キロぐら

に考へております。五トンのトラック

であります。大体六キロ半ぐら

を予想しております。

○浜野委員

統計の指数を見る場合、

四十五人ないし五十八のバスと、それ

から五トンのトラックだけを引

抜いてきて、そこで統計を作るとい

うことは大きな無理があると思

う。今日日本の世界的に有名なディー

ゼル自動車の消費量はいろいろに

なつておる。しかしながら、現在使

つておるディーゼル車のトータルから

割り出した一台当りの消費量というものは、運輸省には出ていないはずであります。ただいまお答えになりました数字は、その方の専門部門である運輸省その他からの的確なる資料のもとに作られた統計として、あなたがお答えになつたのであるかどうか、この点一つお答え願ひたい。

す。通産省の石油統計年報であります。ある程度部門別の消費数量がわかつております。しかしながら、それぞ

れの部門に自動車若干台つ入つてお

るものでありますから、自動車だけを

抜き出した消費数量というものは、現

在の統計には実は出ていないのであり

ます。従いまして、ある程度それら

の部門別の数量から自動車関係を抜き出

して見て参りますのが一つの行き方だ

らうと思ひます。もう一つは、車種別

の消費数量を推定いたしました。それ

から見込みを立てていくのも一つの行

き方と思ひます。

○浜野委員

これに第一の取柄がある

と思つております。推定数字だから絶対確

実なこととはわらぬ。その点よくわか

ります。しかしたとい推定でありませ

ぬ、真実に近い推定数字が表われな

ければ、こういうところで課税対象の数

字を出すことは、私は不謹慎だと思

う。そこで申し上げておきますが、通産省の輸入割当の為替関係から出ました調書ではなしに、なぜ運輸省の実際の専門家からさような推定すべき数字の基礎をおとりにならないのか。そこに大きな誤りがあるのではないかと思ひます。私は後ほど運輸省関係の専門的な事務の方から、この推定を一つ獲得したいと思つておりますが、私どもは幸か不幸かわからぬが、八年間自動車事業を扱つてやつておるのです。現実のことをつかんで知つておるのです。ただ通産省の方の輸出入の關係、ドルの割当の關係か

ら、あなた方が推定した、あるいはそれをビッグ・アップしたというようなことは、人民に税金をかける場合不謹慎ではないか。こういう大切な基礎材料をあなた方が表示する場合に、少くとも軽卒ではないか、わが国には運輸省という専門部門があるのに、なぜ直接そこからこの基礎計数をおとりにならないのか。この点はどうしても私に納得ができない。すなわち、納得のできないのは、私どもの数字に狂いが出てきておられます。課税が一キロリットルについて六千円というようなことが、正当か正当でないかという数字に大きな影響を持つてくるわけです。ですから、すべてこういう基礎計数、これは何をしても最も大事であります。かように新しい税を創設する場合は、特に慎重でなければならぬと思っております。その点どうお考えになるのですか。運輸省からはっきりした数字をおとりになったのですか。

○奥野政府委員 自動車の場合等につきましては、毎年運輸省と十分な打ち合せをしております。ただ先ほどもちよつと申しましたように、現在のわが国の統計の上におきまして、部門別の消費数量を出してあるわけでありまして、自動車の項でまとめていないわけでありまして、しかし年間の消費数量を百万キロリットル、これは運輸省の出してあります需給計画からとっているわけでありまして、それから今度は非課税にいたします分、これは比較的正確に算定できるわけでありまして、これを算定して参りますと、その部分だけで三十五万キロリットルぐらゐになるわけでありまして、そうして六十四、五万のものが課税対象になる。

その六十四、五万のうち、さらに割つてみれば、自動車の部分が、先ほど五十二万キロリットルと考へていて、この点を申し上げたわけですが、この七月現在の軽油自動車の数は四万六千五百二十八台ございまして、多少ふえて参りまして五万前後と考へまして、一車一キロとしますと五十万キロリットル、こういうことになるものですか。逆算的にそういう方から考へよう大きな違いはない。こういうような考へ方をしておったわけでありまして、御注意もございまして、今後とも十分運輸省と打ち合せをして参りたいと思ひます。

○浜野委員 注意があるから今後十分運輸省と打ち合せをして基礎数字をつかみたい、こういう趣旨だろうと思ひますが、それでは間に合はぬのです。少くともこの法律案を出してわれわれの審議を要求しているのではありません。将来のことではこの税の創設についてわれわれは審議ができなくなつてくるのです。推定、推定と言つても、通産省の爲替関係から割り出した数字をつかんだと称し、そのことによつて税率をきめる最も大きな基礎計数ここへでつち上げて運び込んだといふこの行為に大きな瑕疵があると言ひます。われわれは人民側です。税を取られる方の側なんです。取る方の側で、そういう全くの推定でありますから正確ではないかもしれないという数字を持つてきて、そして課税をされたのでは、人民側はともたまたらなつから、この数字だけは正確につかんでおかなければならぬと思ひます。

です。私はそういう意味で、奥野部長に、こういう数字を作るときにはもつと慎重でなければならぬ、たとい推定といへども、もつと眞実性に近い、あらゆる資料を集めて、これが推定だといつて出さなければ、われわれはとんでもない計画違いをしてしまふ、こういうことを十分御了解願ひたいと思ひます。

そこで運輸省の自動車局長さんが政府委員にお尋ねいたしたのであります。私が、私も最近、商売がありますから、軽油車の増加率を統計にとつてみているのであります。大体二十七年、二十八年、二十九年、三十年、そうしてこの法律が適用されるであろうといふ三十二年になるであろうと思はれる推定数字、これを一つ出して見てもらいたい。これは軽油車面だけでよろしい。トラック、バス、それらの軽油車面をずつと年次的に御説明を願つてくると、自治庁の方の数字が果して的確であるかどうか、この推定が眞実に近いかどうか、こういう数字が出てくると思ひます。私も資料を持っておりまして、運輸省の方では許可しているわけですから、この数字は狂ひがたいはずなんです。この数字を自動車局長から一つ出してもらいたい。

○山内政府委員 運輸省の調査によりまして、初めにトラックについて申し上げますが、二十九年の九月現在を基準といたしまして御説明をいたしたいと思ひます。二十九年九月に軽油を利用しております自家用及び営業用のトラックの車両数は二万一千三百三十九両でございます。これは二十八年に比ばまして一二二%、二割二分増しております。数字になっております。三十年の

九月現在におきましては二万八千二百七十八両、これを二十九年の九月に比較いたしますと一三四%、三割四分の増加趨勢を示しております。三十一年の九月をわれわれの方で推定をいたしましたときに三万六千六百一十両、増加指数をいたしました一八九%と予想をいたしておるわけでありまして、

次にバスも同様に御説明いたします。自家用、営業用を合せまして、二十九年の九月におきましては一万六千五百五十九両、対前年比一二八%でございます。三十年の九月の実績が一万八千六百五十五両、対前年比一一五%、三十一年の九月には二万一千七百三十七両、対前年比一一七%、トータルいたしましたら三十一一年の九月にはトラック、バスを合せまして五万八千三百四十八両、対前年比一四二%、二割二割の増加を予想しておるわけでございます。それでわれわれの方がなせ六十一万という数字の基礎を出したかと申しますと、軽油の消費見込み量といたしまして、二十九年におきましては四十万キロリットル、昭和三十年の見込みは四十九万キロリットル、約五十万キロリットルでありまして、これにただいま申し上げましたようなパーセンテージを勘案いたしまして、六十一万キロリットルという数字の結論を出した次第でございます。

○奥野政府委員 今のは二十九年と三十年の数字を、二十八年のちよつと参考のために恐縮ですが御説明願へませんか、これは大事なことです。○山内政府委員 二十八年におきましては、トラックはただいま申しましたような自家用、営業用を合せまして一万七千三百六十五両、バスが一万二千

六百七十二両でございます。○浜野委員 奥野部長さん、あなたごういふものを、運輸省から毎年度の軽油車増加指数、これをおとりになつてわれわれのところによこしました。この基礎計数を計算なさつたのですか。○奥野政府委員 今お渡しいたしました資料のうち軽油自動車数により按分した場合、この数量は登録済みの自動車数によつておりますから、運輸省の数字と同じであります。その登録済みの台数に按分した数字がこれでございます。

○浜野委員 そうすると、ただいま配付されたこの軽油引取税に関する参考資料、これはいつ作成になったのですか。○奥野政府委員 これは昨日御注文がございましたので、昨日作つたわけでございます。自動車台数につきましては、登録済みのものにつきましては運輸省の調べによつております。それから新造及び輸入の台数につきましては通産省の調べによつておるのでございます。おそろく運輸省自身も通産省と御連絡になつておるのではないかと申すのでございます。

○浜野委員 そうしますと、われわれ業界ではおしなべて日本のディーゼル自動車の年間の消費量は十一キロないし十二キロと押えて計算しておるのではありませんか、運輸省は一体どういふふうな数字をとつておられますか。○山内政府委員 運輸省におきましては、バス、トラックともに十一キロと考へております。○浜野委員 私どもの業界では十二キロと算定をいたしておるわけでありまして、しかし運輸省が十一キロならば十

一キロでけつこうでございますが、自治庁はただいまの運輸省の材料として三十一年度の増加推定が五万八千数百台になるといふ数字をお認めになりませうか。

○奥野政府委員 三十年の九月現在の数字は、登録済みの数字でございますので、これは間違いございません。私ちよつと今集計したものを持っていないのでありますが、念のために新造見込み台数と輸入見込み台数の合計数を申し上げてみますと、トラックの営業用が九百八十一台、自家用が四百十六台、観光貸し切り用が三百八十一台、その他のバスが二千二百五十一台となつておりますから、大体これと同じような数字ではないかと思つております。

○浜野委員 大体同じでないんだ。人民側に税金をかけるときの税率を算定する場合には、この課税対象といふものは正確でなければいかぬのだ。これは国会でも地方議会でも同じなんだ。課税対象を正確につかまえて初めて税率は決定するんだ。その場合、あなたは大体同じだとおっしゃるけれども、今運輸省の統計書類を見ていくと、われわれの算定している数字とほとんど違ひはない。しかもわれわれの算定しているのは、三十一年度は約六万台一五万八千何百台ですから、六万台と計算している。運輸省は一台当たりを十一キロと言つておるが、業界は十二キロ、実際は十二キロなんだ。しかし監督官庁が十一キロというなら十一キロでいいが、それに五万八千をかけたみたならば、あなたがこの間際に答弁されましたこの数量とはとんでもない開きがあるのじゃないか、こうい

うことなので、税を必要以上にとり過ぎるということとは私はこの機会にでももらわなければならぬと思ふ。そういう見地から課税する客体といふものを正確につかんでおく必要がある、こういうふうにご考慮願ふ。

ちよつと委員長に申し上げますが、五万八千、約六万台のディーゼル車が出ようとするのでありますが、これを一つ計算してもらつて、それから自治庁から出した資料を一つ訂正してもらいたい。われわれ委員にその参考書類を出して、それとしてこの新税制の議案を通過させようとするがごときはまことに不都合千万でなければならぬ。

○奥野政府委員 何か私たちの出した資料は基礎があいまいであるかのようなお言葉がございましたので、私も一回説明させていただきます。私たちが軽油引取税の課税対象になると見込んでおります軽油の分量は、通産省の石油課で作つております、需給計画によりまして百万キロリットルと押えております。今回非課税の規定を置いておりますので、それによりまして非課税になります部分が三十五万キロリットルでございます。その欠減量を見まして、課税対象になりますのは、そこに出しておりますように、六十三万九千三百五十五キロリットル、こういうことになるわけでございませう。この数字を昨年の軽油自動車の府県別の実績で按分しておるわけであります。従ひましてこれには別に見込みも何もないわけでありまして、こういう計算方法でやれば、府県別の数字がこういうことになる、そういうことでございまして、そういう数字の資料を出

せということでもございましたので、一つは軽油台数で按分して、一つは昨年の消費実績で按分しております。消費実績を見ましても、非課税の問題が得ないわけでもございまして、そういう仮定を置いて府県別の数字を出しておるわけであります。

○浜野委員 どうしても私は納得できない。この軽油税の大半は自動車にかかってくる。自動車以外にも課税されることは御説明の通りなんです。大半は自動車にかかるとするならば、自動車の増加率、少くとも真実に近い推定数字といふものをここにはつきりしなければなりません。それが通産省の為替関係から割り出したその按分を持つてくる必要はない。わが国の自動車行政の運輸省がこれを調べて、そしてその計数をつかまえることが最も正確なんです。だから運輸省の方のディーゼル自動車、要するに軽油を使用するディーゼル自動車の増加数を私どもは検討していくと、どう考へても三十一年度には五万八千台になるという計数が出てくるのです。この計数のもとにすなわちその課税といふようなものが計算されなければならぬ、こういうふうにご考慮願ふ。そういういたしますと、かりに五万八千というふうなこの台数で運輸省のいうように十一キロリッターの消費量を使うということになりましますならば、これは自動車の課税だけで六十四万キロリッターという膨大な数字が出てくるわけなんです。六十四万キロリッターという膨大な数字で自動車に課税できるとするならば、六千円というように税率は高きに過ぎはせぬか、こういうことなんです。自

動車以外はきわめて少数で、金はほとんどに足らない。こういう数字から、私は根拠のある数字を参考書類の上に出してもらつて、そして一体課税対象の標準といふものは幾らになるのかということが正確でないかと、税率が適當であるか適當でないかということが判定できない。あなたの方では三十七億から三十七億という金が必要だからこの客体に対して五千円かけようが、六千円かけようがかわらない。三十七億にぶつつけて、その課税額を決定した数字に違ひないと私は思うのです。それでは私は税の立て方、ことに新しく税を作る方法としては軽率ではないか、こういうのであります。どうですか、今自動車局長が言つておるのですから間違いはないでしょう。

○奥野政府委員 重ねてたいへん恐縮でございますが、運輸省のおっしゃつておるのも全くの見込みのようでございます。私どもは非常に疑問だと思ひます。ことに消費量の総額はやはり通産省で作つております外貨割当という関係もございませうので、需給計画をとらざるを得ないのじゃないか、こういう感じを持つわけでありませう。二十九年度の運輸省の石油統計年報によりまして実績は六十五万六千キロリッターでございます。それから三十一年度の上半期の数量が三十八万キロリッターでございます。二倍しますと七十六万キロリッターでございます。しかし十キロリッターくらいは緊急輸入があつたようでございますので、それを入れますと八十六万になり

ましようか、そういう程度でございませう。それを三十一年度にきましては百万キロリッターというふうには押えておるわけでありませう。それから御参考に昭和二十九年度の運輸省で出してあります各部門別消費量を申し上げますと、全体のうちで運輸通信その他公益事業に使われたもの三十一万二千四百八十六キロリッターといういたしておるわけでありませう。実績からとつていきますと、台数からとつていきますと、いろいろ問題がございませう。台数にも自家用車、営業車、いろいろございませう。また車の大きさもございませうので、なお少し検討してみなければならぬと思ひますが、総量から非課税部分を差し引きましてどれだけ課税できるか、こういう数量については十分検討を遂げておるわけでございます。

○浜野委員 どうも自治庁はおかしな説明をするのです。自動車のことには運輸省が専門屋なんです。もち屋なんです。もち屋はもち屋という言葉があるが、それを輸入から出発しました通産省の割当数量の中からは真実はつかめないのです。これがわかつてくれぬと困るのです。あなたは自分が責任を持つて作った資料、通産省の割当から出しました、その方からのみ逆算してやつた、自分の作った資料が正しいということをお主張されるのだが、現に計数といふものは運輸省が一等よく知つておるのではありませうか。運輸省がこういう増加率を示し、こういう数字で現わしてきておられますし、三カ年間の実績がかくかくこうであるから、三十一年度の九月には五万八千数百台といふものが当然でございますと言つ

ておるのに、これを信用しないで、為替管理の方から見た数量のみ議論して、自分の提出したる参考書類が正しいと言ふのは不謹慎でしょう。専門家がおこにいて、しかも説明しているんじゃないか。そうしてその専門家の説明の計数によると五万八千数百台という数字が出るのだ。これにわれわれの見解は違ふんだが、運輸省は十一キロリッターだ、こう言う。運輸省の言う十一キロリッターを掛けていきますと、これだけで六十四万キロリッターという課税対象が生れてくるのだ。ですからこれだけから見ると、六千円という税額は非常に高くなるが、また考える余地があるんだが、この点はどうかと私は聞いておる。専門家を前にしてやっておるのじゃありませんか。通産省なんて向うの方の為替割当から逆算してきた計数を私どもが納得する必要もなく、この専門家の言う計数を信用することが、一等推定数字としては正しいに違いないと思ふ。これはあなたに納得できませんか。

○奥野政府委員 先ほども十一キロという計算自身にも問題があるのじゃないかというふうにも申し上げたわけがあります。ただ総量を百万キロリッターと置くか、もつともつと多い分量が消費されると見込むかということによって異なると私は思っております。先ほどからたびたび申し上げますように、百万キロリッターという推定を基礎にしておるのであります。○奥野政府委員 それは疑問点じゃない。しかも運輸省は三年間ないし四年間の数字をつかんで推定数字は正しい、こう言っておるのです。私も運輸省の十一キロリッターに、これは業界では十二キロリッターといつておるのではありませんから、必ずしも賛成ではありません。しかし運輸省は十一キロリッターという年度の計数をはいじてみて、そういう答弁をしておる。しかもあなたはどの経験もなく、事実上運輸業務に關係のない人が、十一キロリッターはおかしいというのはどういうことなんでしょう。すると山内政府委員はおかしいのを本院に答弁したことになるのですが、どっちがおかしいのか。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げしておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

○奥野政府委員 それは疑問点じゃない。しかも運輸省は三年間ないし四年間の数字をつかんで推定数字は正しい、こう言っておるのです。私も運輸省の十一キロリッターに、これは業界では十二キロリッターといつておるのではありませんから、必ずしも賛成ではありません。しかし運輸省は十一キロリッターという年度の計数をはいじてみて、そういう答弁をしておる。しかもあなたはどの経験もなく、事実上運輸業務に關係のない人が、十一キロリッターはおかしいというのはどういうことなんでしょう。すると山内政府委員はおかしいのを本院に答弁したことになるのですが、どっちがおかしいのか。

○奥野政府委員 先ほども十一キロという計算自身にも問題があるのじゃないかというふうにも申し上げたわけがあります。ただ総量を百万キロリッターと置くか、もつともつと多い分量が消費されると見込むかということによって異なると私は思っております。先ほどからたびたび申し上げますように、百万キロリッターという推定を基礎にしておるのであります。○奥野政府委員 それは疑問点じゃない。しかも運輸省は三年間ないし四年間の数字をつかんで推定数字は正しい、こう言っておるのです。私も運輸省の十一キロリッターに、これは業界では十二キロリッターといつておるのではありませんから、必ずしも賛成ではありません。しかし運輸省は十一キロリッターという年度の計数をはいじてみて、そういう答弁をしておる。しかもあなたはどの経験もなく、事実上運輸業務に關係のない人が、十一キロリッターはおかしいというのはどういうことなんでしょう。すると山内政府委員はおかしいのを本院に答弁したことになるのですが、どっちがおかしいのか。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

○奥野政府委員 問題は推定の仕方の問題だと思ふのでございまして、現在政府が軽油引取税の見込み額を算出しているのにつかまされては、先ほど申し上げましたような通産省の需給計画を基礎にして、非課税分を出して、そして六十四万キロリッターくらい、こういう推定をしたわけでありまして、これが自動車に幾ら使われ、あるいはその部分には幾ら使われるかということにつきましても、非常にむずかしい問題が起つてくると思ふのであります。ただ来年度の軽油も年間に動くわけではないと思ふので、問題がありません。ということをお申し上げておるわけでありまして、これが間違つておるのだ、こう申し上げておるのではありません。要するにどういふ車種がどれくらいあるか、それがいつからふえるか、こういう問題があるのではありませんから、私たちの考えておる基礎を御説明申し上げまして、そうして疑問点を申し上げたいのであります。

そういう数字が出てくる。従って、その他をいれずとこれは僅に八十万キロ以上の数字が出てくるのぢやないかと思ふ。そういう数字が出るならば、初めて作るこの税金に六千円という税額で課税する必要はないぢやないか。しかもこの問題はいろいろな面に影響をいたします。輸出問題にも影響をいたしますし、物価面にも影響をいたします。大臣が来ましたらその点の所見を聞きたいと思ふのでありますが、こういうものを目的税として、徴税手続の簡単などから、取りいりところから税を取り上げて差控を作る。なるほど目的税だからそれでいいとあなたはおっしゃるかもしれませんが、けれども、この影響はきわめて甚大で、しかも広範であります。しかもこの提案に当って、私どもの見解からいふならばまことにずさんな、専門屋を通り越した、通産省のワケの割当方面から逆算した計算を出すことはなほだ迷惑だ、これは真実性が乏しい、こう感ぜざるを得ないのであります。あなたの答弁を求めても仕方がありませんから、あとは大臣に聞きます。

○山口(文)委員 私は浜野委員の質問に関連して、基礎数字についてもう一度ただしておきたいと思ふ。昨日の審査会で、消費総量を百万キロと押えて、大体その課税対象となるものが六十五万キロリットルで、非課税分が三十五万キロリットル、この三十五万キロリットルは汽船その他いわゆる非常に貧困なものを対象として非課税とした、こういう答弁がされたと思ふのであります。ところが今の浜野委員の御質問に対してのお答えでは、百万キロリットルと押えておきながら、非

課税分は三十五万キロリットルではなくて六十四万キロリットル以上上るという答弁であります。そうすると、自動車分の六十四万キロリットルと合算いたしますと、約百三十万キロリットルになるわけでありまして、これは答弁の間違いぢやないかと思ふますが、いかがでしょうか。

○奥野政府委員 読み違えたようでありまして、今おっしゃいましたように、課税免除見込み数量は、先ほど申し上げました内訳によりまして三十五万五千キロリットルということになっております。大へん失礼いたしました。○山口(文)委員 読み違いであるとすればそれで大体の数字は合うわけでありまして、しかしその六十五万キロリットルの課税分に対する基礎数字については、これは浜野委員の指摘されましたように、自動車一台当りの平均消費量をさしておられるのだと思ふますが、その取り方が十二キロあるいは十一キロ、こういうことに基礎数字が変り、しかもその車種別の消費量というものが明らかになっていない。これはただ五万台なら五万台ある、そしてそれが一台当り十キロあるいは十一キロ、十二キロというそういう大きな数字だけをもってしては、課税する場合において、浜野委員の言われたように、その収入において全く確定的な見込みがでないと思ふます。そうなりまして、これはきわめて不健全なやり方だと思ふ。従つて、新設される税金の問題でありますし、その影響はきわめて重大なものでありますから、そういう大ざっぱなことで審議をしないか、けんごをやるわけには参らない。ですからこれについてはもう少し

し車種別、消費別基礎を数字によつて明らかにして、われわれを納得するよううにしていただかなければならぬ、こういうふうな考へるわけでありまして、そしてまたそれが明らかになりませんと、今年度見込まれておきますと、平均化されましたときの税率とのいわゆる差、そしてその内訳というものが明らかにならないと、この審議は進められないことになると思ふのです。が、一体これについてどういふ見解を持ってこれを提案されたのか、私はもう一度明らかにしていただきたいと思ふます。

○奥野政府委員 先ほどから繰り返して申し上げましたように、自動車の台数から逆算しまして、課税対象の容量を算出したのぢやないのであります。要するに需給計画に基きます総量から、非課税部分を除外いたしまして、そして課税対象になる容量を推定したわけでありまして、課税対象になり得る容量は、大部分が自動車だと考へておられるのであります。先ほどもちよつと申し上げましたように、機械油に使つておられるのはございまして、これはむしろ燈油に回つていくかも知れない。その場合に私どもが考へました六十五万キロリットルという量が課税対象になる。そのうち自動車のごくごく少数である。そのうち考へ方も出てくるわけでありまして、それは自動車だけの正確な統計は現在のところはないわけでありまして、一応五十万ないし六十万と考へておられます。しかし浜野さんから突つ込んだお話がありますので、正直に別なところから見たら五十二万キロリッターになるのです、こういうことをざつとばらんに申し上げたわけ

あります。しかしこの数字については自信がないということをおし上げたわけでありまして、その場合にこれが正しいかどうかという見方につきましては、自動車の台数を考へまして、それに十キロから十一キロ、こういうのを推定するののも一つだと思ふますし、もう一つ消費実績から見て参りますと、通産省が出しておられます石油統計年報昭和二十九年部門別の実績調べが、総量六十五万六千キロリッターのうちで、運輸、通産その他の公益事業分は三十一万キロリッターと半分弱になつておられます。さらに軽油自動車用が伸びて参りますから、半分が若干伸びていくだろう、こういう見方をしておられます。そういう意味で総量から押えていきますと、五割ないし六割という推定ができるのではないだろうか、こういう考へ方を持っておられるわけであり

○横山委員 今の論争の焦点は、自治庁の数字が正しいか、運輸省の数字が正しいかという非常にややこしいことになつてしまつておられるわけでありまして、私はちよつと変わった面からお伺ひしたいのであります。とかく燃料の消費見込みについては、歴年地方行政委員会なりあるいは大蔵委員会なりあるいは運輸委員会では議論のあるところでは、運輸省の数字で考へられたことは、一体燃料の消費見込み課税収入がどういふ実績をたどつておられるかということでありまして、と申しますのは、常に担当の運輸省と、それから税を取らざる大蔵省なり自治庁との間には、とかく見解の相違が歴年あるわけでありまして、歴年あるけれども、それではふり返つてみて去年はどうだ、ふり返つ

てみて今年の収入実績はどうであろうということが常に議論になるのであります。その意味からいふならば、去年もおととしもそうでありまして、このガソリン税の自然増収は、歴年運輸省の見込みをもさらに上回つておるのであります。去年もそうでありまして、二十九年度にはどのくらい自然増収があるか。それによつてガソリン税をどのくらい上げた方がいいかということが去年の国会で論争になりました。そしてそのあげくが運輸省の推定数字よりもまだよく五億円ばかり、総額にして五十五億円のガソリン税の増があつた。そういうことを私も考へますと、運輸省の言うこともどうも信用がならぬ。まだ燃料の消費量はあるということに最近非常に考へ方を及ぼしておるのであります。それは一つにはこの自動車の生産実績、それからその販売実績等を

ざつと考へてみますと、非常なうなぎ上りの状況にあるのです。従つて今ここでわれわれが大体のこのくらいだろうと推定をする数字すらも、一年先なり半年先なりではさらに上回つていくというものが今日の事情なんです。その点を自治庁としては考へなければならぬ。あなたが通産省から持つてきたかわしの責任ではない、通産省の見解だ、こゝろおっしゃる。けれども、過去の実績というものは運輸省の推定数字よりもまた上回つておられるというのが、私は議論の問題でなく実際の問題であるというのをあなたに言いたいのであります。従つてかりに運輸省の言うことも一つの理屈があるのではないかと私は思ふ。思ふけれども、今までの実績をざつと拾つてみて、そしてやはり歴年運輸省の数字よりも、さらに上回つ

ておるのが燃料の統計であるというこ
とをあなたは考へなければいかにぬ
のですよ。この点についてあなたも
う少し謙虚に過去の実績から見ても、運
輸省の数字に耳を傾けられる。私は
それよりもっと上回っていると思ひ
ますよ。そういうことが必要なので
ないかということをお私に考へるの
です。この点について奥野さんの御意見
を承りましょう。

○奥野政府委員 課税対象になります
る六十四、五万キロリッターのうち
で、自動車だけ使われる部分が大
くらいであるかということにつきま
して、運輸省と十分な話し合いができて
いなかったことはまことに申しわけな
いことだと思つております。また揮
発油税につきまして自然増収がかなり大
きな額に二十九年度について上ったこ
とも事実でございます。しかし御承知
のように大部分が輸入に待っているも
のでございますし、外貨割当の方針
の問題にもなるわけでございます。す
で、現状において私たちが見込を立て
ます場合には、現状における需給計画
を基礎にせざるを得ないのじゃないだ
ろうか。これがその後政策の変更等が
加えられまして、増減が生ずることも
あり得ると思つてございましてすけれど
も、一応需給計画を基礎にして推定せ
ざるを得ない、かように考へているわ
けでございます。

○横山委員 こういうことで常に年々
歳々私どもは聞くのですけれども、結
果としてはいつも自然増収があるの
です。そうしてその自然増収がまた翌年
の問題になっているわけですか。です
か。それなら、一年のことを考へて
みるに、実際に車を持って、そ

うして国会へ提出した運輸省の数字
というものがいつも正しいところで
はなく、かえって間違つてそれより
も上回つておるといふことが実績なん
です。まだ謙虚過ぎるくらい数字だ
と思つておるのです。そういう過去の
一年々々の実績を考へて計算をするの
が正しいのではないか。今までもう何
回も何回も税を取る方といふものは、
大蔵省並びに自治庁といふものは、
あなたのおっしゃるようなもの考へ
方をしてきて間違つておつた。そうし
て取らなくてもいい予算よりも上回
つた税金をいつも取つておるのです。
その点をかりに私も社会党の立場から
言ふならば、これは全然反対ですが、今
の閣議の質問として私にかりに百歩譲
つて税金を取るにしても、最小限度の
もの考へ方をすべきではないか。
しかもそれは今日まで実証的に裏づ
けられておる数字ではないか、そうい
う点であなたの方としてはあまりにも
考へ方が狭過ぎる。実情に合わない
と考へても実情に合わない、こ
ういふことを私は言ひたいのです。もう一べん
その意味において奥野さんの答弁を承
りたい。

○奥野政府委員 おっしゃっているこ
とよくわかるわけでございますが、
外貨割当の方策によつてございまして参り
まする軽油の消費量につきまして、そ
れを離れて見込み数量を立てること
も、またこれ非常に問題だと思つて
ございまして、一応やはり揮発油税
が需給計画を基礎にしてございまして
に、軽油引取税も需給計画を基礎にせ
ざるを得ないのじゃないかと思つてお
ります。ただ先ほども申しましたよう
に二十九年度の実績、これは出てお

ます。これは六十五万キロリッターで
あります。それから三十年の上半期の
実績も出ております。これも三十八万
キロリッターであります。それを三十
一年度においては百万キロリッター見
込んでおるわけでありまして、そう
実績とかけ離れた数字を想定してお
るわけでもないのじゃないか、こ
ういふ考へ方も出るわけでありま
す。
○中井委員 飛び入りで恐縮ですが、
先ほどから話を伺つておると、外
貨の割当のことをおっしゃいます。そ
うしますと、ガソリンとか軽油とい
うものはここ数年非常に需要がふえて
おるのだが、政府は需要の増加に伴
つて外貨の割当をやつておるのでは
ないか。その点私には非常におかし
な御答弁だと思つておるのです。ガ
ソリンとか、そういった燃料その他の国民の今
非常に要求しておるものを外貨の割当
で押えるということになれば、結果と
してまた木炭車を走らせることにな
つてくると思ひますが、その辺のこ
とについてその簡単な事務的な御答
弁でなくして、現実はどうなんです、そ
れをちょっとお答えいただきたいと思
ひます。

○奥野政府委員 需給計画であります
ので、原則的にはそのような考へ方に
基いておるわけでありまして、ただ新
造あるいは輸入という問題もある
と思ひまして、軽油自動車もたくさん
輸入すればそれだけ消費量が多くな
るといふような問題もございまして
とあるいは新造の場合には通産省の
相談にあつておるわけでございます
ので、総合的には大体需給計画に
乗つてくる数量というものを想定せ
ざるを得ないのではないかと、こ

考へ方をしておるわけでありま
す。
○中井委員 そういふ考へ方からい
つても、現実には毎年々々ふえておるとい
うことになれば、外貨の計画は年度の
途中でも変更されておると思つて
す。そういうことがなければ、最初予
定しただけしか油が入らないといふこと
になれば、日本の産業界は非常な混乱
を巻き起すと思ひますが、そういう
点について過去の実績はどうですか。
一応割当をして、そして結果はどう
か、年度の途中でほとんど私はふやして
おると思つたのだが、そういう点につ
いて奥野君でなくともけつこうです、関係
の者からお答えいただきたいと思
ひます。
○山内政府委員 自動車用のガソリン
につきましては、ガソリンの量の問題
がございまして、目的といたしまして
は要輸送量を送るという点ございま
す。そのために外貨というものも考
へまして、重油を輸入いたしまして
一定の外貨を使つて多く輸送するとい
うことを考へております。運輸省とい
うことは、昨日の本会議で御説明
いたしましたように軽油自動車とい
うものを奨励して、軽油自動車を使う
ことによりまして、輸送量が八割伸び
ることになつておるわけで、そういう
点も考へて通産省と相談して割当を
きめておます。それで年度初頭の割
当をしますときには、毎年ふやして
いるのが実情であります。
○中井委員 毎年結果においてどれ
くらいふえておりますか。さっきの前
半の御答弁は必要ではありません。一
応の割当をしたが、毎年結果において
どれくらいふえておるか、その点を聞
きたいと思ひます。
○山内政府委員 率といたしましては
五%ないし一〇%程度でございます。
○奥野委員 これはもうはつきりし
ているのです。数字ですからはつきり
しているのです。これは一つ運輸
省と奥野さんの方で、大多数の金額、
割り当てされる自動車の台数の増加
率等について一べん合議して下さい。
そして比較的正しい推定数字が出て
参りましようから、そのときにわれ
れをどうするか、税額をどうするか
ということをきめるが、いいと思つ
ます。それでこの問題の基礎計
算の問題については、委員長からも
委員会にお諮りを願つて、そうして
あらためて運輸省と自治庁との合
議による基礎計数字といふものを
はつきり出して、その上でこの六千
円という税額が正しいか正しくないか
といふことを、委員会が討議する必
要があるかと思ひます。これは私
どもの材料とは全然違ひますから、
その点をお願いいたし
ます。
それから大臣は出られませんか、大
臣がいなければ話にならぬので
すが、
○奥山委員長代理 大臣は四時
には見えて、それまでから、それ
までの間

つとお待ち請って他の質問の方へ一
つ……。それは瀬戸山君。

○瀬戸山委員 軽油引取税については
他の各委員会の委員の諸君から、縦横
十文字から質疑がありましたので、で
きるだけ重編を避けて、私どもの考え
方に基いてお答えいたします。この問
題は、私の考えでは、第一に地方財政
の確立と申しますか、その問題を頭
置き、もう一つは税金はできるだけ安
くする、それからもう一つこれは目的
税になっておりますから、一体道路に
どういふふうに使われるか、という
面が検討される問題を中心であると思
っております。そこで今ここで問題に
なっておりますのは、税率をどう算定
すれば一番皆さんが納得がいくよう
なるかということでありまして、この点
については特に造詣の深い運輸委員の
各位が質疑をされておりますから私は
省きますが、ただここで申し上げたい
のは、きのうも自治庁長官であつた
か、その他の方でありましたか、お話
がありましたか、自動車税を一率に取
るといふことは不公平があるからそれ
を半額引いて、そしてこの引取税に
よつて使用量に応じて税金を取る、こ
の考え方は私はいいと思つたのです。た
だ今問題になっておりますように、税
額が六千円ということになっておりま
すが、これは何もむちゃくちゃに税金
を取りさえすればいいのではなくて、
財政需要に応じて取るという計画を立
てておりますから、そこで使用量が問
題になっております。これは先ほどお
話しになりましたから繰り返しません
が、揮発油税のとき毎年同じような論
議があつて、各省の話が違つて、実際
取れた税金は三十億も五十億もずつと

よけい取れている、これは事実なん
です。これは税金の計画をされる時に
はあまり過大に見積つておつたので
は、収入に欠損を生ずるといふこと
で、大蔵省にしても自治庁にしても
できるだけ内輪に見積るといふその気持
は十分わかります。十分わかりますけ
れども、やっぱり実際の世の中の動き
ということをよく頭に置いていただい
て、基礎数字を固めていって、そうし
て、税金を計算してもらわれないと今
のような議論が尽きないと思つた。こ
の点は五千円にした方がいいか、六千円に
した方がいいか相当問題であると思
います。できるだけ安い方がいいので
から、使用料が相当の額に上るとい
うことであれば、税率を下げて国民の負
担を軽減するといふことをまじめに一
つ考へてもらいたいといふことだけ
私に申し上げておきます。

そこで私がお尋ねしたいのは、こ
れは立案の当時から問題になっておつ
たと思うのですが、なぜこれが地方税
にされたか、これはきのうも長官から
あつたか、政務次官からあつたかお
答えがありましたか、私にはまだ納得
がいかないのではありません。きのうは地
方財政の確立をはかりたいから地方税
にしたのだ、地方財政の確立をはかり
たいという気持はよくわかります。そ
こできのうのお話では今の交付税制度
も地方税の確立という面から再検討を
加えたいという気持を持っておるの
だといふことでありました。もちろん大
いに再検討して地方自治の確立をはか
るべきだといふことにあえて私は反論
をするのじゃありませんけれども、こ
の軽油引取税は揮発油税と同じ立場に
ある。これはきのうも問題になつたと

思ひます。同じ立場にあつて同じ目的
に使うといふことになつているので
が、一方の方は揮発油税と税というこ
とで国税にして適当に配分されてい
るのに、これを地方税とされておるの
はどういふ理由であるか、これをはつき
りここで御説明願いたいと思ひます。
これは政務次官の方がいいのじゃな
いと思ひます。

○早川政府委員 お答え申し上げま
す。地方税にいたしましたゆゑのもの
は、できるだけ地方自治体の自主財
源をふやしたい。三公社課税のとき
も同じような議論がございました。で
きるだけ国でとらないで、自主的に、
特にそれに関係のある自治体に均等
するという地方自治の基本的な考え
方から、軽油引取税を地方税にいた
したのであります。

なお派生的な問題ではあります
が、同時にこのたびの軽油引取税には非課
税規定がございまして、地方税にした
方が徴税技術あるいはその他事務上容
易でございまして、そういう技術面を
あわせて、地方税にいたしました次第で
ございまして。

○瀬戸山委員 今第一の理由として
言われた地方団体に自主性を持たした
い、これは当然なことでありまして、
一般論としては私も今の御説明は
大賛成であります。しかしそれはもの
によることだろつと思つたのです。そ
れから徴税技術上の問題、これも昨日言
われたと思ひます。これは議論があり
ましたし、しかしきょう配付
されました表を見ましても、大体徴税
する側所はきまつておる。そんなこと
をおつしやつたら、今国税として所得
税その他を取つておりますが、何千万

人から取つておる税金は一体どうい
ふふうで考へられておるのか。このぐ
らゐなものなら最初から取らない
方がいい。どこかにおかしなところが
あるからそういうことになるんでしょ
う。非課税の面がある、それとの操作
なんかのことはきょうは私は申し上げ
ません。そういうことは私は申し上げ
由にならないと思つた。これは議論を
するわけではございませんが、自主性を
言われるのはけっこうであります。私
は地方自治の確立のために自主財源を
ふやしたいといふことは賛成でありま
すが、大體その大して偏在しないもの
を自主財源にしなければ、地方自治が
それとんでもないでございまして、だ
らうと思つたのです。しかもこの税金
の用途は、この法律に書いてあります
に道路に使うのだ。御承知のように日
本の道路はまんべんなく悪くなつて
おる。この表によつて見ましても、税
収の非常に少ないところに道路の改良
を他をしなければならぬといふのが、
今の日本の道路の実情であります。そ
ういふことで、いわゆる揮発油税を
いふふうな措置をして、そして相当に
論争がありましたけれども、その一部
を揮発油税にして、地方負担分
を軽減する。それと同じような思想に
基いて、それと同じような思想に基
いて、軽油引取税をたくさん取れると
ころは取れない、それは道路行政とい
うものは、重くて申し上げるべき
が、たくさん自動車のあるところの道
路は割合によいのです。むしろこうい
うものがないところの道路が悪いので
す。しかも日本全国の道路をできるだ

けまねばなく改修、改良しなければ
道路というのは、日本全国を通じて
るので、どこそこが悪ければ、
その道路全体の機能は発揮されな
い。そういう意味で私どもは議論をいた
しておるのであります。それならばや
はり揮発油税と同じように一応
でとつて、そして道路のキロ数、あ
るいは面積、それに自動車の台数など
を勘案して配分されるのが私は適当
と思つた。そういうことを自治庁でも
私に考へておると思つたのです。この法律
でも、たとえば指定市に対する配分の
基準が書いてあります。七百条の四
九にそういうことが書いてある。こ
れはどういふことなんでしょうか。そ
ういふ指定市に配分する場合には、道路の延
長であるとか、あるいはそれに自動車
の台数その他を勘案して交付する、こ
の思想が私は正しいと思つたのです
が、あくまでもその思想が正しくない
とお考へてあります。

○早川政府委員 ガソリン税と同じよ
うに国でやれといふ御意見もありま
すが、先ほど申し上げましたように地
方自治の自主財源は全体の歳入のわ
ずか三六%にすぎないのであります。わ
れはできるだけだけ自主財源をふや
したいといふ基本線が一貫して参つて
おる。そういう線から申しまして、
この軽油引取税は自主財源としていた
だきたい、こういう考へ方ではない
方税にしたいといふのであります。
われわれからいへば、さらにガソリン
消費税とかあるいはたばこ、もつと
もつと自主財源がほしいのでござい
ます。財源の偏在については、交付税
という方式で、これは千六百億近い
で調整ができておりますから、そ

いう意味からいって、われわれは基本方針に沿った措置だと考えております。但し指定市の場合には指定市が道路の管理者になっておられるので、府県からこちらの方に渡している、こういうふうになっておられるのを御了承願いたいと思っております。

○瀬戸山委員 これは見解の相違でありますからこれ以上は追及いたしません。ただそういうお考えがある。私も、重ねて申し上げますが、自主財源を作るべきであるという事は、できるだけそうしなければならぬ。ところがこの税金の使い道は道路に使うので、全国の道路を整備されるように使われることが、この税金の目的に沿って、これに目的税です。それを税金が上るときの道路がよくなくて、税金の上らない道路がそのままでよいというは、道路は一体なんですから、かりに一カ所どんなにりっぱな道路ができて、ほかの道路が悪ければ、日本の道路交通上の経済発展に利益することにはならないのですが、そういう意味でどういふものはまんべんなく道路がよくなる方向に金を使用しなければ、いわゆる目的税たる目的は達成せられないのであります。あなた方はとかく自主財源という事でありますから、これはただ論争になりますので、これ以上申し上げません。

それならばもう一つ、これはきのうもお話になりましたが、道路に使用する、道路に使用しなければならぬ、こういうことが二、三方所書いてある。きのうの奥野さんの御説明では、新設、改修その他市町村の道路の費用に補助することになっておられる。この道

路に使用するという事は、具体的にどういふことを考えておられますか。○奥野政府委員 「道路に関する費用に充てなければならぬ」というふうな書き方をしておりますので、市町村道の改良費に府県が補助金として支出いたしましたも、道路に関する費用にはなりません。しかし原則として、運輸者と話し合いをいたしましたし、道路の新設とか改良とか修繕等積極的な施設費に充てさせるように指導して参りたい、そういう意味の通達をいたしたいと考えておられる、かようにお答えをしたわけでありまして。

由勝手に使う、こういう考え方でやられるのですか。公共事業費の地方負担の部分についてはあるいは起債を求め、こういうこともあるのですが、そういう関係とはどんなふうになるお考えですか。○奥野政府委員 道府県と五大市だけを取り上げまして、要するに軽油引取税の財源の対象は道府県と五大市だけでありまして、道府県と五大市の道路事業費の昭和三十一年度の見込額は、事業費総額が四百九十四億円でありますが、地方負担が二百二十八億円でございまして、直轄事業なり補助事業なりに見合います負担部分が九十七億でございます。単独事業が百三十億でございます。二百二十八億円に對しまして、特定の財源としておりますのが地方道路と軽油引取税で七十四億、軽油引取税で二十四億、合せて九十八億、大体百億圓ぐらいであります。残り百三十億圓ぐらいのものはなお一般財源から出していかねばならぬわけでありまして、しかしこういうような軽油引取税等を道路財源にすることによりまして、地方団体が自主的に改良していかねばならぬ面に積極的に参与して参りたい、こういう考え方を持っておりますわけでございます。

○瀬戸山委員 そのうすると、今の地方財政計画で、国の道路費と見合って少くとも百三十億圓は不足しておられる。これは地方の別な一般財源もあるでしょうけれども、それだけではなかなかまかなえないこともあるのですが、あるいは起債を求めるといふこともあります。そういうものは全部そういう計画から引いて、そうしてあとは

起債なら起債を許す、こういう考え方でおられるのですか。○奥野政府委員 その通りでございます。それから、自治庁の考え方がはつきりしなされれば、論争する場所でありませんが、私はこれで打ち切ることにいたします。

○堀内委員 瀬戸山委員の質問に関連して、次官並びに部長にお伺いしたい。本税の創設の目的は、貧弱県に相当力を入れておられるというふうに私は考えておるのでございますが、そういう点と、徴税技術が云々というお話を、それから自主財源を増加する、そういう点と、意図から、私にやると瀬戸山委員と同じように、これはむしろ揮発油税と同じように国において徴収して、道路の狀態そのほかに比例して各県に交付した方がよいということをお申したのでございまして、本日提出していただきましたこの資料によつて見ますと、その点がございまして現われておるのでございます。その点は一私は山梨県選出の代議士でございますから、ややもすれば話が山梨県的になりますがそれは御了承願います。この表の中の、東京と石川、福井、山梨とこの三つをまず比較して見ていただきたい。石川県も福井県も山梨県も揮発油の使用量はそれぞれ四千八百キロリットルでございます。そこで、特約販売店が石川県においては十五軒、福井県においては十四軒、山梨県においては七軒とことになっておる。これはどうしてこういうふうになるかと申しますれば、石川県、福井県に比較して、山梨県は東京または神奈

川に非常に近い、東京には販売店が三百九軒ある。そういう点から見るとして、いろいろな関係から業者が直接東京の方の業者と取引をするということになりますので、同じ使用量であっても、特約店はこういうふうになつてしまふということになる。ところが自治庁の方の計画におきますれば、この特約店でいろいろ徴税させることになっておられるので、この点から見ますと、この徴税の方法がややもすれば東京、神奈川というふうなところに偏して、山梨県のごときは、徴税の上からいってもますますそれが少くなつてしまふということになると存じます。この点についてお考えをお願いいたします。

○奥野政府委員 私たちはお示しいたしておりますこの資料によつて、案外各団体の財政需要に比例して揮発油自動車が使われている、こういうふうな考え方を持っております。こういうふうな事で、特約店だけをお取り上げになりますと、なるほど山梨はきわめて少いわけでありまして、たとえは財政需要を一人口で考えても、いいのじゃないか。その場合に東京の人口は全国の九〇％であります。揮発油自動車の台数は一〇％であります。消費実績が一二％であります。割合に多くない。所得税あたりになりますと、弱小県との間では、人口一人当り十倍の開きもございまして、そういう点から見ますと、割合によくはなつておられるのではないかと、お示しになりました福井と申しますと、人口分布では〇・四八％、揮発油自動車では〇・七六％、実績では〇・七九％というふうな格好になっておられますから、割合に比例しておられるのではないかと

川に非常に近い、東京には販売店が三百九軒ある。そういう点から見るとして、いろいろな関係から業者が直接東京の方の業者と取引をするということになりますので、同じ使用量であっても、特約店はこういうふうになつてしまふということになる。ところが自治庁の方の計画におきますれば、この特約店でいろいろ徴税させることになっておられるので、この点から見ますと、この徴税の方法がややもすれば東京、神奈川というふうなところに偏して、山梨県のごときは、徴税の上からいってもますますそれが少くなつてしまふということになると存じます。この点についてお考えをお願いいたします。

川に非常に近い、東京には販売店が三百九軒ある。そういう点から見るとして、いろいろな関係から業者が直接東京の方の業者と取引をするということになりますので、同じ使用量であっても、特約店はこういうふうになつてしまふということになる。ところが自治庁の方の計画におきますれば、この特約店でいろいろ徴税させることになっておられるので、この点から見ますと、この徴税の方法がややもすれば東京、神奈川というふうなところに偏して、山梨県のごときは、徴税の上からいってもますますそれが少くなつてしまふということになると存じます。この点についてお考えをお願いいたします。

川に非常に近い、東京には販売店が三百九軒ある。そういう点から見るとして、いろいろな関係から業者が直接東京の方の業者と取引をするということになりますので、同じ使用量であっても、特約店はこういうふうになつてしまふということになる。ところが自治庁の方の計画におきますれば、この特約店でいろいろ徴税させることになっておられるので、この点から見ますと、この徴税の方法がややもすれば東京、神奈川というふうなところに偏して、山梨県のごときは、徴税の上からいってもますますそれが少くなつてしまふということになると存じます。この点についてお考えをお願いいたします。

川に非常に近い、東京には販売店が三百九軒ある。そういう点から見るとして、いろいろな関係から業者が直接東京の方の業者と取引をするということになりますので、同じ使用量であっても、特約店はこういうふうになつてしまふということになる。ところが自治庁の方の計画におきますれば、この特約店でいろいろ徴税させることになっておられるので、この点から見ますと、この徴税の方法がややもすれば東京、神奈川というふうなところに偏して、山梨県のごときは、徴税の上からいってもますますそれが少くなつてしまふということになると存じます。この点についてお考えをお願いいたします。

る考え方をしておるわけでありませ
が、非常な例外はあるかもしれませ
ん。

○堀内委員 ただいま奥野政府委員の
御説明は、最初の方は軽油自動車の台
数によって使う消費の方でありまし
て、人口に比例してその消費量がほ
ぼ似ておるといふ、これは私は消費の方
だと思ひます。私のお伺ひしたいの
は、徴税の方から県の財政上にこれ
がいかにか寄与するかという点からや
つてみますと、この特約店で販売す
るという山梨県の特約店は初めか
らうんとお伺ひしておるというわけ
ではない。実情におきましては昨日も
国鉄の方の自動車の問題についてお
話がありましたように、国鉄におきまし
てもあるところで買ってそれを分けて
やるんだというように同様に、近
いところの県におきましては東京な
どの業者と取引が多くなるといふこ
とになると、その徴税というものは
税金になるというようになること
すか。

○奥野政府委員 現状においては
お話をしたような点があるだろうと
思っております。ただ石油会社はそ
れぞれほとんど各府県に特約店を持
つておるようでございます。先年た
ば消費税を設けましたときに、その
町で買いませんでよその町で買って
おつた、それは市町村としてはなる
だけ自分の市町村で買ってもらいた
いというように、今まではよその町
に買付けて買って買つたのが、自
分のところで買うのがふえてきたとい
う話も聞いておるわけであつて、同
じ会社の店で買う場合に、他県で買

ものなら自県の営業所で買おうとい
う者が出てくるんじゃないだろうか、
そこに営業と府県との結びつきもあ
るんじゃないだろうかという期待も
しておるわけでございます。

○堀内委員 たばこの場合には定価
がきまつておるので、そういうよ
うな場合も起きましようが、この消
費燃料のような場合には、中間の単
位を通すか通さぬかで値段が違つて
くるんです。そういうことから取引
の関係が違つてくるのでありまして
、私はたばこの関係とは必ずしも一
致せぬと思ひます。そこで政務次官
にお伺ひいたしますが、こういうよ
うな現実の現われておるときに、こ
れに対して先ほどのお話の自主財
源並びに徴税方法、いろいろな御
意見の結果をどうなふうにお伺ひ
いたしますか。

○早川政府委員 この表を見まして
は案外偏在してないといふことを
見いたしました、非常に喜んでおる
んですけれども、常識から言へば、
東京大阪というところにそういう
軽油引取税が偏在するといふことは
考えられませんが、そういう心配は
ないといふこと、ただし地方財政は
全般的配慮でなされておるので、こ
ういふ実財源は偏在もしませんが、
常に偏在のある自主財源が、行つた
場合には、交付税という千六百億
円に上る調整財源の項目に、その運
管という面で補ひ得る道がございます
ので、御心配の方は別途考慮する
といふことにならうかと思ひます。

○堀内委員 それでは重ねて確か
めておきますが、ただいまのこの表
に現われてきたような偏在する実情
が起つて

おるのでありますから、これの問題
については軽油の使用量というよう
なものを基準として、その偏在して
おるところは他の財源によってこれ
を補給するといふふうにおつてよろ
しうございませうか。

○早川政府委員 交付税なり特別
交付税のときに、そういう面も考
慮して配付することはもちろんござ
います。○亀山委員長代理 ただいまのところ
浜野委員に對しまして太田國務大
臣の答弁が残つておりますが、そ
の他の方は今御質問の通告がござ
いませぬ。○濱野委員 議事進行に
ついてお諮りを願ひたいのであり
ますが、大臣もおいでにならぬよ
うです、さらには本案は基礎計
数について、先ほど申しました通
り運輸省と自治庁とが十分その
数字の調整をする必要があるとい
ふことでございます。つきましては
基礎計数を運輸省と自治庁にお
いて真実に近い推定数字という
もの調整を願つて、そうしてあら
ためて税額を決定するはつきりし
た数字を委員会にお示し願ひたい
。そういう必要からも、もう一度
御迷惑でも連合審査会を開いて
御審議をお取り計らい願ひたいと
考へます。

○亀山委員長代理 ただいま浜野
委員の御動議に對しましては、い
ずれ後刻の理事會を開きまして、
相談の上定めさせていただきます
。それから連合審査会はこれにて
散會いたします。午後四時五分散
會

○堀内委員 それでは重ねて確か
めておきますが、ただいまのこの表
に現われてきたような偏在する実情
が起つて

○堀内委員 それでは重ねて確か
めておきますが、ただいまのこの表
に現われてきたような偏在する実情
が起つて

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局